（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ヌ中「に係る事業のうち、特定漁港漁場整備事業」を「（以下ヌにおいて「漁港施設」という。）に係る事業のうち、同法第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業（以下ヌにおいて「特定漁港漁場整備事業」という。）」に改め、「（特定漁港漁場整備事業以外の」の下に「同法第四条第一項に規定する」を加え、「この号」を「ヌ」に、「当該事業」を「当該指定漁港漁場整備事業」に改め、「漁港（」の下に「同法第五条に規定する」を加え、「漁港の」を「第一種漁港の」に、「特定漁港漁場整備事業以外の漁港漁場整備事業で総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する事業」を「指定漁港漁場整備事業」に改め、「直轄事業」の下に「及び特定漁港漁場整備事業又は指定漁港漁場整備事業として行われる補助事業であつて当該直轄事業と一体的に施行されるものとして総務大臣が農林水産大臣と協議して定める基準に該当するもの」を加え、同号ヲ中「この号」を「ヲ」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第八十五号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百二十八人」を「六百二十九人」に改める。

附則第二十九項の見出し中「岩手県警察等」を「福島県警察」に改め、同項中「次の表の上欄に掲げる県の県警察」を「福島県警察」に、「当該県の区域」を「福島県の区域」に、「別表第二当該県の項」を「別表第二福島県の項」に、「当該県ごとにそれぞれ次の表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる」を「次の各号に掲げる期間の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　平成三十年三月三十一日までの間　百九十二人
二　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間　百七十人
三　平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間　百五十一人
四　平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間　百三十七人

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三八三人
青森県	二、三〇三人
岩手県	二、一三四人
宮城県	三、七一〇人
秋田県	一、九四八人
山形県	一、九八三人
福島県	三、二九二人
茨城県	四、八一四人
栃木県	三、三八五人
群馬県	三、四一一人
埼玉県	一一、三七三人
千葉県	九、六八五人
東京都	四二、六八六人
神奈川県	一五、二五三人
新潟県	四、一四一人
山梨県	一、六六七人
長野県	三、三九四人
静岡県	六、一九五人
富山県	一、九三九人
石川県	一、九七七人
福井県	一、七三二人
岐阜県	三、四八四人
愛知県	一三、二二四人
三重県	三、〇三六人
滋賀県	二、二四六人
京都府	六、四三〇人